格差と貧困の諸問題・再論 ―失業扶助制度の実現を求めて―

松葉 正文*

本稿は、本誌第44巻第3号および第4号に掲載された「格差と貧困の諸問題:社会的連帯政策を求 めて」の続編である。問題関心や立論構造、論旨の展開や政策的提言の基本方向などには、当然なが ら同一性や関連性がある。また、本稿で新たに取り扱っている領域としては、富裕層問題、失業扶助 制度の日独比較がある。しかし、この論文で私がより強く留意したことは、先進諸国における社会経 済構造の特質、格差と貧困の諸相、貧困層と富裕層の双方への目配りのきいた注目、貧困層・低所得 層・中間層・高所得層・富裕層などの境界値の具体的な規定、これらを相互に関連させて論じること であった。そうした検討をふまえて、結びでは、今日の先進諸国では、富裕層と中間層が連携して民 主主義的多数派を形成し、下層の犠牲の上に自らの利益を擁護している社会、つまり「富裕・中間層 社会」が形成されていることを具体的に指摘しまた論じている。

キーワード:格差,貧困,階級,階層,所得,可処分所得,資産,貧困層,低所得層,中間層,高 所得層. 富裕層. 社会的連帯. 失業扶助

目 次

はじめに

I. 貧困問題のアポリア

Ⅱ. 富裕層問題の位置づけ

Ⅲ. 格差と貧困の現状について

Ⅳ. 失業扶助制度について

むすび:若干の提言

はじめに

本稿は、本誌第44巻第3号および第4号に掲 載された「格差と貧困の諸問題:社会的連帯政 策を求めて一の続編である。前稿が発表された のは、2008年12月および2009年3月(執筆は08 年夏)であり、それからもう2年以上が経過し た。この間にも、わが国では格差と貧困に関す る優れた論文や著書が、相次いで刊行されてい $a^{1)}$

たしかに、それらの著書の多くは優れたもの であり、日本の格差と貧困のさまざまな位相に ついて、私たちに有益な知識と情報を提供して いるといえる。しかし、そうした成果にもかか わらず、先進諸国における社会経済構造の特 質,格差と貧困の諸相,貧困層と富裕層の双方 への目配りのきいた注目、貧困層・低所得層・ 中間層・高所得層・富裕層などの境界値の具体 的な規定、これらを相互に関連させながら論じ る点で、 なお大きな未解明分野が残されている ように思われる。

^{*}立命館大学産業社会学部教授

本稿の課題は、こうした問題状況を念頭に置 きつつ、それら相互関係の具体的な解明に接近 することを目的としている。課題をどの程度果 たせたのかは、読者諸賢の判断に委ねる他な い。それでも私自身としては、具体的な像の基 本的な提示に接近できたのではないかと思って いる。同時に、この作業は、私の上記既発表論 文の続編として位置づけられる。ここでは、前 稿でほとんどあるいは全く論じていない富裕層 問題や失業扶助制度についても新たに取り込ん で問題を論じている。本稿のタイトルを標記の ようにした所以である。ただし、前稿と同じテ ーマを論じているため、叙述の一部に重複があ る。もっとも、その文脈は異なっているし、文 章の改善にも留意した。また,さまざまな統計 数値に関しても可能なかぎりアップデイトに努 めた。こうした諸点について読者の了解を得た い。なお、本稿において断りなく前稿という場 合、「格差と貧困の諸問題:社会的連帯政策を 求めて」のことを指している。このことについ ても、あわせてご留意いただきたい²⁾*。

注

1) その内,主なものを挙げれば,次の通りである。阿部彩『子どもの貧困:日本の不公平を考える』岩波書店,2008年11月;駒村康平『大貧困社会』角川 SSC 新書,2009年1月;山森亮『ベーシック・インカム入門:無条件給付の基本所得を考える』光文社新書,2009年2月;白波瀬佐和子『日本の不平等を考える:少子高齢社会の国際比較』東京大学出版会,2009年5月;原田泰『日本はなぜ貧しい人が多いのか:「意外な事実」の経済学』新潮選書,2009年9月;橋本健二『「格差」の戦後史:階級社会日本の履歴書』河出ブックス,2009年10月;橋木俊韶・森剛志『新・日本のお金持ち研究:暮らしと教育』日本経済新聞出版社,2009年10月;

宮本太郎『生活保障:排除しない社会へ』岩波新書,2009年11月;安田浩一『ルポ・差別と貧困の外国人労働者』光文社新書,2010年6月;小塩隆士『再分配の厚生分析:公平と効率を問う』日本評論社,2010年6月;橘木俊詔『日本の教育格差』岩波新書,2010年7月,など。

- 2) 本稿での検討に際してしばしば、ネットの可 処分所得に対応する一般的なグロスの所得を推 計する必要が生じた。その際、純所得と総所得 との相関について、京都市役所の税務担当部局 の職員から基礎的な留意点と情報を教示いただ いた。記して謝する次第である。
- * 本稿は、篠田武司・深澤敦両教授の定年退職記念号への寄稿論文として執筆された。両先生には学部在職中に公私にわたって大変お世話になった。この機会に厚く御礼申し上げる。篠田先生は、研究・教育・大学行政、いずれの分野でも学部に対してたいへん大きな貢献をされた。あとに残るすべての同僚が、そうした思いを共有していることと思う。深澤先生は、折にふれて本誌上に、フランスの文書館に眠るオリジナルな歴史資料を駆使した諸論文を発表された。私にとっては、その学問的緻密さがことのほか印象的であった。両先生に対し、この場をかりて深謝したい。

I. 貧困問題のアポリア

貧困をどう定義するかという問題は、もちろん単純なものではない。少し立ち入って論じだすとたちまち複雑で困難な諸問題が浮上してくる。日本において社会問題として取り上げるべき貧困が、絶対的貧困、つまり生物としての日々の生存が直接に脅かされている状態、毎日生きていくための食料調達がきわめて困難であり、薬や医療施設が無く、安全な水の供給はもちろん上下水道設備がそもそも存在しないような状況、多くの開発途上国で今日見られ、また敗戦直後の日本の諸都市で見られたような貧困、でないことは大方の一致するところであ

る。もちろん、現実は複雑で限りなく多様であるから、日本社会で困窮度の極めて高い人びとの間で、事実上類似の厳しい状況がまったく無いとは言えない(そうした人びとがどれほどの人数いるかを論ずるのに、大きな政策的意味があるとは思われない。この問題に対する政策的結論はきわめて明瞭であり、国家レベルでも市民社会レベルでも、福祉政策や社会政策あるいはさまざまな緊急の対策が、まずこうした人びとの現実的救済に向けられなければならないことは自明だからである)。

わが国で今日問題となっている貧困とは、当該者が社会の一員として生きていくために必要な生活費を確保し得ないという状況、つまり相対的貧困である。ところが、「社会の一員として生きていくために必要な生活費」をどう考え、どのように規定するかということになると、たちまち問題は複雑になり、多くの人びとの間で見解が分かれることになる。その月収や年収の境界値をどう設定するかは、各人の人生観や世界観、一言でいって価値判断によって大きく異なってくるからである。ましてやその上で、社会的に承認される数値を決めようとすれば、大きく議論が分かれなかなか収斂する方向へは向わない。

こうした基本問題と並んで、その他にも以下 のような、なお考慮されるべき重要な留意点が 存在する。

a)「豊かな人びと」あるいは「貧困層」をどう定義するのかに、個々の先進諸国をとりまく 国際経済的連関が、もちろん影響を与える。この影響をどのように定義に組み込むのかは、国際価値論の問題を含めてきわめて大きな難問であるが、この問題自体が無視されることがあってはならない。おそらく一般的に、次のように 言えるだろう。開発途上国における絶対的貧困層の広範な存在および世界経済における国際的連関とその影響をより強く意識して貧困の問題を考えようとすれば、先進国における貧困層の所得境界値はかなり下降し、その推定貧困層は薄くなりまたその人数は少なくなるだろう。逆に、それらを「無視」ないし「軽視」すれば、貧困層の所得境界値は全体として上昇し、貧困層は厚くなりまたその人数は多くなるだろう。

いずれにせよ、先進諸国の経済たとえば日本 経済の国際的連関という現実が、「豊かな人び と」あるいは「貧困層」の定義に取り込まれな ければならない。それを実行しようとすれば、 先進国における貧困層の定義問題に一定のゆが みやねじれを齎すことは、避けられない。しか し、国際的連関を考慮に入れること自体は、絶 対に必要なことである。

b) また、上述のような国際的連関の重視、 軽視、無視ないし捨象ということとは別に、先 進国における貧困の問題を考える際に、「自尊 の社会的基盤」の問題をどのように考えるかと いうことがある。この「自尊の社会的基盤」と いうのは、周知の通り J. ロールズの言葉である が、その内容として「市民が自分の人格として の価値について生き生きとした感覚をもち、各 自の目的を自信をもって推進するために通常不 可欠な基本的諸制度のさまざまな側面」¹⁾ と規 定されている。

ちなみに、この自尊の社会的基盤とは、ロールズ格差原理において、「社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になる」²⁾ように社会的諸政策が実施されるべきであるという文脈のなかで、権利、自由と機会、所得と富、などと並んで位置づけられているものである。

したがって、この自尊の社会的基盤の確保ということを重視すればするほど、貧困層の所得境界値は必然的に上昇し、その場合貧困層は厚くまたその人数は多く評価される傾向をもつことになるだろう。

この二つの問題だけでも、貧困問題、とくに 貧困境界値の問題は、先進諸国のなかでこの問 題を考える際に、極めて大きな難問を私たちに 突きつけるのである。開発途上国の過酷な現実 に深く同情する人が、問題に対して真剣であれ ばある程、少なくとも純理論的には先進国にお ける貧困境界値を相対的に低く設定し、その結 果、先進国社会で困窮している人びとに対して その数的範囲を狭めてしまいかねない可能性が ある。

逆に、先進国社会で困窮している人びとに真 剣に手を差し伸べようと努力している者が、途 上国の貧困状態で呻吟している人びとにとって は考えられないような「豊かな」生活条件の確 保に貢献し、結果として本来途上国の条件改善 に回されるべき資金の総額を減少させてしまっ ている可能性がある。

これらは、文字通りのアポリア(難問)であり、私たちにとってなかなか解き難い問題である。

貧困問題を解決するための社会運動に積極的に参画するなかで、この問題に接近した重要な考察のひとつに雨宮処凛(敬称略、以下同様)の次のような所説がある。彼女は、社会学者である入江公康が案出した「犠牲の累進性」という用語を援用して次のように述べる3。

……キーワードは「犠牲の累進性」だ。

聞き慣れない言葉だと思うが、要はこういうことだ。たとえば、日本で貧しい人が「生活が大

変」などと言っても「日本の貧困などアフリカに 比べたらマシ」と切り返されることがある。こう いった、「お前の置かれた状況などは他のもっと 大変な人に比べたら何でもない」という言い分で 問題から目をそらさせ、我慢を強いるやり口や雰 囲気を「犠牲の累進性」という。

たとえば、正社員の長時間労働より派遣社員の 不安定な生活の方が大変だし、派遣社員よりもホームレスの方が大変、いや、日本のホームレスよりも第三世界で飢えに苦しむ貧民の方が大変、というふうに比較ばかりしていたら、先進国である日本で「苦しい」と声を上げる資格のある人は一人もいなくなってしまう。……

「犠牲の累進性」のもっともタチが悪いところは、苦しんでいる当人を「お前の悩みなど大したものではない」というかたちで「黙らせる」ことだ。そうして当事者が黙ってしまえば、問題は「なかったこと」になる。そうすると結局、「別に声を上げていないのだからやっぱり大したことではなかったのだ」というかたちで闇に葬られ、そのまま忘れられる。……

「犠牲の累進性」という言葉は、確かに通りのよい用語とはいえず理解が難しいところがあるけれども、それでもこの用語が問題にしようとしていることが、極めて重要で大切なことであるのは私たちにもわかる。雨宮は、この言葉を用いて、(ときに悪意を孕み、そして常にシニカルな)比較による社会問題消去マジックに対抗しようとしたのである。彼/彼女の志とその提起した内容は、高く評価されるべきであろう。わたしは、深い共感をもって彼女のこの文章を読んだ。

しかし、だからと言って、これで問題解決と はもちろんいかない。社会運動に関わる者の姿 勢にとって大切な留意点としては申し分がないとしても、社会科学の対象として貧困問題を考察しようとする場合には、問題は振り出しに戻る。貧困境界値を具体的にどう設定するかは、やはり避けることのできない課題である(雨宮もこのことを決して否定していない。彼女としては、むしろ社会科学者がもっと努力してこの問題の解明に取り組むよう望んでいると思う)。

貧困層や低所得層と規定する際の基準につい てみてみよう。絶対的貧困の問題は今脇へ置 く。相対的貧困をどのように概念規定するかに ついてもさしあたり立ち入らない。ただし後者 の相対的貧困を先進諸国で問題にする場合. 貧 困基準値に関しては、 国際的にある程度の合意 がある。それは等価可処分所得の中央値の50% である。2006年の日本の等価可処分所得の中央 値が228万円であったから、貧困境界値はその 半分の114万円 (ネット) ということになる。 この年間における等価可処分所得114万円以下 で生活することを余儀なくされた人びとの割合 は、厚生労働省の調査によると同年で15.7%だ った。この数値は、OECD 加盟諸国の中では最 も高いグループに属している(メキシコ、トル コ、米国についで 4 位)⁴⁾。なお、この等価可処 分所得は,世帯所得を世帯人数の平方根で割っ たものだから、それが114万円というのは、世 帯人数二人の場合に世帯の可処分所得161万円 (ネット), 世帯人数三人の場合に同197万円 (ネット), 世帯人数四人の場合に同228万円 (ネット)以下の世帯となる。この貧困境界値、 等価可処分所得114万円という値を皆さんはど う評価されるだろうか。私が問題にしているの は、この114万円という数値それ自体ではない。 この数値それ自体は、統計に基づき、形式的手 続き(計算)でいわば「自動的」に算出される

ものである。問うているのは、この数値の内容、つまりその内容の評価を伴う妥当性についてである。

つぎに、 低所得層を規定する境界値をどのよ うに設定するのが妥当だろうか。二人以上の普 通世帯で年収が100万円 (グロス) 以下であれ ば間違いなく低所得層だろう。それどころかこ れでは、貧困境界値をも下回ってしまう。で は、200万円 (グロス) 以下だとどうだろう。経 験的には、これもほぼ間違いなく低所得層に入 るだろう。では、300万円 (グロス) 以下はどう だろう。一カ月当たりでは25万円(グロス)の 収入である。世帯人数、就学中の子供がいるか どうか、ローンを終えた家を所有している場合 と借家住まいの場合、これらの条件の違いによ り様々な評価が可能であろう。経験的には、わ たしは、この年収300万円(グロス)あたりが低 所得層の境界値として妥当なように思う。これ は等価可処分所得では、その中央値と貧困境界 値の間にあって、より貧困境界値に引き寄せら れた位置、具体的には貧困境界値の1.3倍、つま り等価可処分所得148万円(二人世帯209万円、 三人世帯256万円、四人世帯296万円) 見当であ

ところでここで、貧困層が現代の先進諸国では社会の少数派であることが止目されるべきである。このことは、上記の貧困層の定義からいわば自動的に出てくる結論である。年間可処分所得の中央値の半分を貧困境界値と定めるのであるから、この定義から直接に貧困境界値以上の人口が過半を占めるという結論が導かれる。たとえば上記の日本の例では、人口の約84%は貧困ではないことになる。もちろん、境界値近くの人びとの生活水準が厳しいことは容易に推察されるし、貧困層とは区別される低所得層が

圧倒的な人数で存在するような場合(あとでみるように日本はそうした事例に当らない)は要注意であるが、上述の基本的評価が今それによって変更を迫られるわけではない。

先進諸国におけるこうした事態は、人類史を 回顧してその中に位置づけたとき、人類が初め て経験することであり、その意義はまさに驚異 的ですらある。もちろん、貧困層以外の者すべ てが、いわゆる金持であったり、富裕層まして や富豪であったりするわけではない。富豪と呼 ばれるような人びとは、文字通り僅かな少数派 であり、富裕層といえども安定したかなりの資 産をもつ人びととなると人口の1割からせいぜ い2割の「少数派」であろう。しかし、日本を 含む先進諸国において「基本的生活手段を安定 的に確保している人びとしの社会における数的 比率を考える場合、過去の歴史を回顧し、今日 の地球全体を見廻したとき、先進各国では彼ら が人口の多数派を形成している. と捉えること が正しいように私には思われる。

注

- 1) ジョン・ロールズ『公正としての正義 再 説』田中成明他訳, 岩波書店, 2004年, p.101.
- 2) 同上書, p.75.
- 3) 以下,『ビッグイシュー』日本版, 154号, 2010年11月1日, p.18からの引用。
- 4) http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html;『日本経済新聞』2009年10月21日。

Ⅱ、富裕層問題の位置づけ

格差よりも貧困が問題であるというテーゼは 「正しい」と思われる。しかし、格差のあり方 ももちろん重要である。民主主義の健全な発展 を望み願うならば、そのことは、なおさら重要である。歴史を振りかえれば、格差があまりに大きくはなくそして厚い中間層の存在する社会が、相対的にみて市民社会に最も活力があり、民主主義の制度と運営の点で健全であることがうかがえる。貧困問題への対応が、社会全体の経済格差の縮小と結びついて進展することが望ましい。

貧困境界値や低所得層境界値については、上述のように、それなりに暫定値を提起できる。 しかし、お金持ちや富裕層などを規定する境界 値をどのように設定するかについては、ほとん ど問題にされてこなかったと言ってよい。貧困 層や低所得層に対する社会政策や社会福祉政策 の必要性から、またそうした階層の人びとが何 とか生活していくために止むにやまれず対策の 必要性を訴える中で、生活困窮者の客観的数値 はそれなりに社会的に論じられてきたのであ る。

しかし、富裕層(さしあたりお金持ちや高所 得層や資産家や富豪などをこの言葉で代表させ る)は、いったい年収いくら以上を指すのだろ う。たとえば講義の場で学生に質問してみる と、おもしろい答えが返ってくる。フローの所 得に限定しても、年収800万円から年収1億円ぐ らいまで、それこそバラバラの説や答えが返っ てくる。年収3000万円でも、同5000万円でも富 裕層ではないと考える者がいる反面, 年収850 万円でも富裕層だと答える者がいる。この問題 を研究している人びとの間でも状況はそれほど 変わらない。私の研究室にあるかなりの数の関 連図書の中でも、この問題に言及していて、わ たしが目にしえた具体的指標はわずか数例に留 まる。たとえば、橘木俊詔・森剛志『日本のお 金持ち研究』日本経済新聞社,2005年,p.4で

は、アンケート調査の対象を年間納税額3000万 円以上, 年収約1億円以上としている(この基 準設定には、調査実施上の様々な条件や制約が あったであろうことが容易に推察される)。橋 本健二『格差の戦後史』河出ブックス, 2009年, p.205では、資本家階級の平均年収が1027万円 (従業員30人以上規模では1410万円)と算出さ れている。国は異なるが、ドイツ連邦政府が 2008年に発表した第3回「貧困と富裕に関する 報告」では、所得における富裕層の境界値を等 価可処分所得の中央値の2倍と設定 [私がこれ まで目にしえた、ある程度信頼できまた検討に 値する唯一の明確な客観的基準である〕してお り、年収換算(私の実感的な購買力平価である 1ユーロ=135円で計算)で単身者約530万円 (ネット). 子ども二人の四人家族約1060万円 (ネット)と算定 [原文をそのまま換算すれば 1112万円となるが、ここでは等価可処分所得の 定義に基づく数値を挙げる〕している¹⁾。

アメリカでは、医療保険改革論議のなかで、高額所得者への追加増税が問題となり、その際下院において高所得者層に対する追加課税が民主党によって打ち出されたが、そこでは年収35万ドル超、50万ドル超、100万ドル超の三段階に区分され、収入が多い世帯ほど負担が重くなる仕組みが提案されている。為替相場と購買力平価の間をとり、仮に1ドル100円で換算すると、年間世帯所得3500万円、5000万円、1億円(明示されていないがグロスの数値と思われる)あたりが境界値となっている。三段階となっているが、富裕層の境界値が――学問的評価とはいえず政治的バイアスがかかっていることに留意する必要があるものの――ここではひとまず世帯年収3500万円であると考えられている²⁾。

また、『通商白書』2010年版 (p.187) による

と、アジアの中間層は世帯年間可処分所得が5000ドル以上35000ドル未満とする統計が示されており、同じく富裕層は35000ドル以上とされている。この富裕層規定に当てはまる家計人口は、2010年に日本9千万人、日本を除くアジアで6千万人と推計されている[ちなみに、2010年のアジア中間層家計人口は9.4億人で、2000年の2.2億人と比べ、10年間で4.3倍の増加である]。明らかなように、この統計(原資料はEuromonitor International 2010)によれば、日本人口の7割以上が富裕層に属することになっている。

要するに富裕層の境界値は、 フローの所得に 関しても(資産額に関してはなおさら). あま りはっきりしないのである。これでは、たとえ ば日本政府が財政再建のために高所得層に最高 税率を幾らか上回る富裕税を課そうとする際 に、いったい年収いくらからの人に富裕税を掛 ければ良いのか、全く見当がつかない。これま で、日本の富裕層は、一般的に他人の懐につい て考えるのは不謹慎だという社会的良識の影に 隠れて自らの利益を巧みに擁護してきたし、彼 らの社会的政治的力を慎重に行使して(欧米と 異なり日本の富裕層は自分たちの富力を顕示し ない) 賢明に立ち回ってきたのである。しか し、今日の財政危機からの脱却は、中間層と富 裕層、とりわけ後者のしかるべき負担と寄与な しには決して成功しないだろう。その際に、い ったい年収いくら以上が富裕層なのかについ て、見解がバラバラではどうしようもないだろ う。

わたしは、まず富裕層と高所得層とを区別し (その際、高所得層より富裕層の方がより裕福 な層とする)、高所得層の境界値を所得の中央 値の2倍、つまり等価可処分所得456万円(二 人世帯642万円,三人世帯789万円,四人世帯912万円)とする。そして,富裕層の境界値は,高所得層のそれの2倍とする。つまり,等価可処分所得912万円(二人世帯1286万円,三人世帯1578万円,四人世帯1824万円)である。それぞれのグロスの値との相関,および日本の経済社会のなかでもつ意味については,むすびでまとめて論じることにする。

注

- 1) 「ドイツ連邦政府の第3回「貧困と富裕に関する報告」上」(松葉正文・抄訳)『立命館産業社会論集』第45巻第3号,2009年12月,p.91f.
- 2) 『日本経済新聞』2009年7月15日夕刊。

Ⅲ. 格差と貧困の現状について

2008年における所得状況を調査した厚生労働省「2009年国民生活基礎調査」の結果によると、年間所得100万円未満の世帯が全世帯の6.6%を占め、同200万円未満世帯が全体の19.3%となっている。しかし、年収300万円以上世帯が全体の66.8%、さらに500万円以上世帯が43.5%を占めている。平均所得額は547万円であり、中央値は427万円である¹⁾。[その5年前である2003年の実態を調査した「2004年国民生活基礎調査」によれば、年間所得100万円未満世帯が5.9%、同200万円未満世帯が17.5%、同300万円以上世帯が71.2%、同500万円以上世帯が47.8%、平均所得580万円、中央値476万円となっている。]

2007年中の所得の状況を調査した厚生労働省「2008年所得再分配調査報告書」も、ほぼ同様の結果を示している。この調査結果は、50万円刻みで示されている。社会保障や税による再分

配後の世帯所得の分布は、次の通りである。年 間所得150万円未満の世帯が10.7%。同250万円 未満世帯が25.2%、300万円以上世帯が67.5%、 500万円以上世帯が40.9%であり、再分配後の 平均所得額518万円, 中央値は具体的に示され ていないが、分布状況(400万円未満が46.8%、 450万円未満が53.0%) からみて400万円から 450万円の間にあることがわかる。[2001年中の 所得を調査した「2002年所得再分配調査報告 書 によれば、再分配後の年間所得150万円未 満の世帯が9.9%. 同250万円未満世帯が21.7%. 300万円以上世帯が71.8%, 500万円以上世帯が 46.1%であり、再分配後の平均所得額575万円、 中央値は具体的に示されていないが、分布状況 (450万円未満が48%, 500万円未満が53.9%) か らみて450万円から500万円の間にあることがわ かる。] 2001年と2007年の状況についてのこれ らの諸調査の結果を比較すれば、世帯所得の平 均値と中央値の漸減. 所得の最も低い層の割合 の漸増が示されている2)。

次に貯蓄額について。04年と09年における二人以上の勤労者世帯の平均貯蓄額は1273-1203万円であり,同負債は655-643万円である。全世帯平均貯蓄額は1692-1638万円,負債524-479万円である。また中央値は、勤労者世帯805-754万円であり,全世帯1024-988万円である。そして,同じ年における勤労者世帯の貯蓄の内訳は,定期性預貯金521-460万円,生命保険・損害保険378-322万円,通貨性預貯金206-240万円,有価証券106-124万円,その他63-58万円,等となっている。たしかに,貯蓄額の平均値も中央値もいくぶん減少している。また09年で貯蓄残高100万円以下の場合が、勤労者世帯で12.7%および全世帯で10.7%,同100~200万円が7.8%と6.1%,同200~300万円が7.2%と5.7%

というような状況も存在している。しかし、貯蓄総額および平均値や中央値などを勘案すれば、勤労者・国民のかなり広範な層が少なからぬ金融資産を保有している様子が窺われる³⁾。

さらに、「全国消費実態調査」に基づいて、わ が国における家計資産の現況についてみてみよ う。この点では、なおバブル経済の終末期にあ たる89年における2人以上の全国普通世帯の純 資産額は平均5372万円であったが、15年後の 2004年には平均純資産額3900万円にまで減少し ている。その内訳は、宅地資産2180万円(資産 額全体の55.9%). 金融純資産950万円 (24.4%). 住 宅資産606万円(15.5%). 耐久消費財164万円 (4.2%) である。同年の純資産額の中央値は 2498万円(住宅・宅地資産額の平均値[保有世 帯のみ〕は3396万円、中央値は2138万円)であ る。この間の宅地資産の評価額の減少により、 全体としての純資産額も1500万円ほど減少して いる。しかし、それでもなお、この純資産額の 平均値と中央値は、多くの国民がかなりの資産 を所有していることを示している⁴⁾。[本稿作 成後の2011年3月31日に、2009年に実施された 「全国消費実態調査」による家計資産額の速報 値が発表された。それによると、2人以上の世 帯の1世帯当たり家計資産額は、平均で3588万 円. その内訳は宅地資産1992万円. 金融純資産 947万円、住宅資産523万円、耐久消費財127万 円となっている。また、家計資産額の中央値は 2284万円である。5年前の調査結果にくらべ、 平均値および中央値ともひきつづき減少してい るが、その絶対額をみればなお「多くの国民が かなりの資産を所有している」といえよう。 http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/ shisan/yoyaku.htm, 参照。]

なお、メリルリンチ日本証券がまとめた2002

年および04 [06] 年末時点の富裕層に関するレ ポートによれば、日本には金融資産のみで100 万ドル(1.17億円ないし1.07億円)以上を保有 する人びとが124万人および134「148〕万人い るという⁵⁾。この調査の結果に基づけば、日本 には、 通常の意味での日常生活上の経済的不安 から解放されている人びとが少なくとも数百万 人、おそらくは1千万人近くいることになるだ ろう。なぜなら、金融資産1億円以上は、その 当該者の家族だけでなくその三世代に及ぶ家族 の経済生活を守ると考えることができるからで ある。加えて、次のことが念頭に置かれるべき である。金融資産1億円以上の所有者が、同時 に不動産の所有者である蓋然性は極めて高い。 逆に、同時に不動産所有者でない可能性は限り なく小さい。そのことを考慮すれば、上記の私 の評価の妥当性はますます高くなるだろう。ま た、2006年9月6日付『日本経済新聞』に掲載 された野村総研による調査では、わが国の金融 資産1億円以上の所有世帯(個人数ではない) は86.5万に達している。そして、5千万円から 1億円の間の金融資産所有世帯数は280万に昇 るという。わが国の富裕層が相当な厚みに達し ていることを、これらの数値は雄弁に物語って いる。

以上の富裕層の金融資産に関する数値は、リーマン・ショックに象徴される2008年秋の世界金融危機以前の数字である。しかし、その後、金融危機の影響がなお残る2009年末においても日本の富裕層(金融資産100万ドル以上)の数は、米ボストン・コンサルティング・グループの調査では123万人、三菱 UFJ メリルリンチ PB 証券の発表では165万人となっている⁶⁾。世界金融危機後についても、私の上述のような評価を変更する必要はないだろう。

第1表 所得分配の平等度(ジニ係数)

	再分配前所得	再分配後所得	
1972	0.354	0.314	
1975	0.375	0.346	
1978	0.365	0.338	
1981	0.349	0.314	
1984	0.398	0.343	
1987	0.405	0.338	
1990	0.433	0.364	
1993	0.439	0.365	
1996	0.441	0.361	
1999	0.472	0.381	
2002	0.498	0.381	
2005	0.526	0.387	
2008	0.532	0.376	

出所) 橘木俊詔『家計からみる日本経済』岩 波新書,2004年,p.129より。

2002年, 05年, 08年の数値は, それぞれの 『所得再分配調査報告書』により補足。

わが国の所得格差を総括的に示すジニ係数に ついて見てみよう。第1表が示すように、1980 年代に入って以降、わが国の世帯間の所得格差 は、ジニ係数でみて、再分配前(ただし、同調 査の再分配前の当初所得には公的年金所得が含 まれておらず、そのことが再分配前ジニ係数の 数値に大きく影響しており、その点注意を要す る7) はもちろん、再分配後もほぼ傾向的に拡 大しつつある。2008年には、再分配後の数値が 微減しているが、基本的な傾向を変えるほどで はない。こうしたジニ係数の増大、言い換えれ ば所得分配の不平等度の高まりは、一方ではこ の間の富裕層に有利なさまざまな税制改定やワ ーキングプア層の増加によるものであり、他方 では人口高齢化の進展と単身世帯の増加を伴う 人口構成・世帯構成の変化などによって齎され たものである。

資産格差については、金融資産格差と土地資産格差に関するジニ係数の変化が、第2表に示されている。バブル経済の崩壊後、その時期と

第2表 資産格差の推移 (ジニ係数)

	金融資産格差	土地資産格差
1980	0.5203	0.5992
1985	0.5097	0.5639
1987	0.5210	0.6531
1988	0.5128	0.6475
1989	0.5146	0.6510
1990	0.5092	0.6313
1992	0.5015	0.6098
1994	0.4938	0.6041
1995	0.4862	0.6177
1997	0.4903	0.5803
1998	0.4707	0.5624
1999	0.4834	0.5756
2000	0.4839	0.5601
2005	n.a.	0.5914

出所)『国民生活白書』2004年, p.203;同 2007年, p.265より。

比較すればいずれも格差は縮小傾向にあるといってよいが、金融資産についてはその変化は僅かであり(また年によって逆転現象もあり)、土地資産についてはかなりの変化(これもまた若干の逆転がみられる)であるといえる。ただし、これら資産分野での格差の大きさ自体は、当然予想されることであるが、依然として所得格差よりもかなり大きな数値となっている。

ところで、私は前稿でわが国大企業の役員報酬について、次のように述べた。わが国大企業の役員報酬(賞与を含む)は、従業員の平均給与の何倍ぐらいだろうか。『週刊東洋経済』2004年5月1/8日号の「データ&ランキング」欄(p.142)が示すところでは、2002/3年において上位50社で1人当たり6600万円から2236万円であり、その多くは2000万円台から4000万円台はじめである。その値は、当該従業員の年間平均給与額のおおむね3~5倍となっている(最大で8.8倍)。社長の平均年収は、具体的に示されていないが、同所での社団法人日本能率協会

によるアンケート結果によれば、一般的には平 取締役の2.7倍であるという。もっとも、ここ では役員の現職時における交際費や車の使用他 の種々の給付と便宜、また退職慰労金や退職後 の年金を含む種々の給付と便宜、などは考慮さ れていない。

ところが、2009年夏の総選挙によって誕生した民主党を中心とする連立政権の亀井静香金融担当大臣が、2010年3月期決算から年間1億円以上の報酬を得た上場企業の役員については、有価証券報告書にその内容について記載するように義務づけた。このことによって、日本の上場企業の役員報酬についての実態が、より具体的にそして広く明らかとなった。『朝日新聞』(2010年7月1日)によると、国内上場企業で1億円以上の役員報酬を受け取った経営者は、278人にのぼる。金額のみを挙げれば、1位8.9億円、5位5.5億円、10位3.6億円、20位2.8億円などである。なお、金融庁の調べでは、日本の上場企業の役員報酬平均額は、約2500万円であるという。

こうした情報を含め、役員報酬だけでなく配当収入をも含めたより具体的で詳しい経営者の収入実態が、『週刊東洋経済』2010年7月17日号(pp.22-27)で示されている。それによると、役員報酬と配当収入を合計した金額は、1位17.4億円(それぞれの内訳、4.3億円と13.1億円)、5位6.6億円(同2.6億円、4.1億円)、10位3.3億円(1.4億円、1.9億円)[これは、1億円以上の役員報酬を受けたことを前提に、配当収入の多い順にランク付けした場合の数値である。前記の役員報酬のみの順位および金額との不整合は、そのことによる]などとなっている。同所では、高額ランキング上位200人について、氏名、年齢、社名、役職、収入内訳、所有株数

などが記載されており、日本の富裕層上層の一 部が具体的に示されている。

他方、わたしは前稿で、日本の貧困層につい て、次のような概観を与えた。そもそもわが国 における貧困層とは、どのような人びとであ り、またそれは何人ぐらいと考えられるだろう か。私の試算によれば、おおよそ次の通りであ る。 a) 生活保護受給者が約150万人, b) ホー ムレスの人びとが約2.5万人, c) 非正規雇用者 (2007年1732万人)の内、家計補助労働者を除 いた数(2003年調査において、前者のうち、正 社員で働ける会社がなかった者の割合が25.8% であったことを考慮して概数を算出)が約450 万人, d) 母子家庭に属する者約320万人の内. 約170万人(母子家庭の貧困率53%から算出). e) 高齢者については、その2006年における人 数2660万人の内.年齢別貧困率から算出した概 数として576万人、などを挙げることができる。 以上の単純合計数は、約1350万人である。もち ろん、これらの各数値間には重複が考えられる から、その実数をいま直ちに確定することは困 難である。また、日本の生活保護の捕捉率は、 だいたい10%~20%と考えられているから、本 来それを受給できるにもかかわらず、そうして いないあるいは不本意ながらそうできていない 人達が600万人~1350万人はいるだろう. とい うこともあわせて考慮しておかなければならな い。なお、貧困者数に関する最も粗い推計値 は、2004年に発表された OECD 統計での日本の 貧困率15.3%を日本の人口数1.27億人に掛けた 数値である,約1940万人ということになる⁸⁾。

以上のような状況を全体として考慮した場合, 日本社会の全体像を, どのようなものとして描き, 特徴づけることができるだろうか。本稿の結びにおいて, 私はそれを試みるだろう。

その前に、貧困層や低所得層の生活改善にとって緊要な意味を持つ政策的諸措置について、とりわけわが国では余りなじみのない失業扶助制度の問題について検討しておきたい。

注

- 1) http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa09/2-2.html.
- 2) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/ 2r9852000000nmrn.html.
- 3) 『家計調査報告』(貯蓄・負債編) 平成21年平 均結果速報,総務省統計局,平成22年5月14 日。
- 4) http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/shisan/youyaku.htm.
- 5) 『朝日新聞』2003年 6 月18日,同2005年 6 月 11日,同2007年 7 月14日。
- 6) 『日本経済新聞』2010年 6 月13日,同2010年 8 月10日夕刊。
- 7) 大竹文雄『日本の不平等:格差社会の幻想と 未来』日本経済新聞社,2005年,p.8.
- 8) それぞれの数値についての出典に関する注記 は、前稿の p.11を参照。

Ⅳ. 失業扶助制度について

通常わが国では、貧困層ないし低所得層の生活が著しい困難を抱えるようになった場合、国家や社会がその問題に対処する一般的な政策的分野としては、失業保険(雇用保険)、失業扶助(ドイツではすでに制度化されて入しいが、わが国ではまだ本格的な制度化はなされていない。しかし、以下でみるように全く存在しないのではなく、断片的で時限的な制度があることはある)、生活保護などの領域がまず思い浮かべられるだろう。

このうち、失業保険については、種々の理由

により実際には失業者数全体のわずかに3割ほ どしか失業手当を受給しておらず(後述するよ うに、2005年の失業手当受給者数はわずかに63 万人). 失業状態に陥った者を救済する制度と して事実上本質的な欠陥をもっていると言わざ るを得ない。20年以上被保険者であった45~60 歳の者がそれに該当する給付期間が最長の場合 でも330日とそれほど長いものではなく、年齢 や被保険期間によっては給付期間がたいへん短 く. ほとんどのケースが90日からせいぜい240 日の間となっている。また、公務員は失業保険 制度に加入していないため、そのぶん社会保険 制度としての資金的基盤が脆弱である(身分保 障の点で相対的に恵まれている公務員こそ、保 険金拠出で制度に貢献すべきだと私には思われ る。彼らが参加すれば、失業保険の給付水準が その分改善されるし、他の条件が同じ場合、少 なくとも民間労働者の保険料をその分低くでき る。ただし、この場合には対応する使用者側の 国や自治体の負担が財政危機を一層深化させる のではないかという問題が別途浮上する)、な どの問題点がよく知られている。

生活保護については、2007年度で、保護世帯 110万、保護人員154万人であるが、近年増加傾 向が続いている [2010年3月で186万人]。それに要する費用も、国と自治体を合わせて2.5兆円から今や3兆円に達しようとしている¹⁾。貧 困層あるいは低所得層が困窮を極め所得の源泉がほかに見出せなくなった場合の最後の拠り所であり、憲法が保障する生存権規定の最後の裏づけ制度ともいうべきものであるが、親族との関係、ミーンズテスト、種々のスティグマなどが常に付きまとっており、それらの問題点が指摘されて久しい。また、一方で、生活保護制度の補足率の低さが大きく問題にされると同時

に、他方で制度を悪用してそこから不当な利益を得ようとする人びとがいることもよく指摘される。本質的には前者の方が重大な問題であるのに、後者の存在によって真の問題の所在が逸らされまた曇らされてしまうのである。

さて、本稿ではこうした失業保険や生活保護の問題には、残念ながらこれ以上立ち入れない。それぞれが大きな問題であり、十分な検討は他の機会に譲る他はない。ここでは、失業保険と生活保護の間に位置する(すべき)失業扶助制度の問題に、検討の対象を絞ることにしたい。ドイツで制度として成立・展開してすでに入しく、わが国で事実上ほとんど実施されたことがないものである。それは、わが国社会保障制度のいわばミッシング・リンクであり、同時にいわゆるワーキングプア問題の社会的解決にとって本来は決定的な位置にある制度といえる。

まず、ドイツの例をみてみよう。2004年まで のドイツの失業扶助制度の概要は、次の通りで ある。この制度は、財政資金による失業者に対 する扶助を目的としており、社会保険制度によ る失業手当給付期間が過ぎてなお失業状態にあ る人に対して、失業前の平均手取り賃金の57% を、原則期間制限なしに65歳まで給付するとい うものであった。これによって、種々の理由に より失業状態が――失業保険制度による給付期 間を越えて――続くことになった場合でも、勤 労者の生活条件はかなりの程度安定的に維持す ることが可能であった。しかし、もちろんこう した手厚い社会保障制度を維持しようとする と、それが財政全体を強く圧迫することは自明 である。ドイツでもその制度の維持は従来のま までは不可能となり、改革と再編成が不可避と なった。

そうして2005年1月以来、このドイツの失業 扶助制度には大幅な改革が加えられることになった。世に「ハルツIV」と呼ばれる法律による ものである。これは従来の財政資金による失業 者に対する扶助(=給付)それ自体は制度とし て維持するものの、それを「失業手当 II」とし て給付額を大幅に削減、具体的にはほぼ従来の 社会扶助(=生活保護)額と同じ水準にしよう とするものである。

この失業手当Ⅱは、15~64歳の間で、就労可 能であり、困窮していて社会的支援を必要とす る者に対して支給される。2007年7月の時点 で、 単身者で 1 ヵ月347ユーロ (これが基準額、 私の生活実感に基づく購買力平価1ユーロ= 135円で換算すると46800円). 夫婦の場合それ ぞれにその90%にあたる312ユーロ(夫婦で 84240円)、14歳以下の子供には基準額の60% (208ユーロ)、15~18歳までの若者には80% (278ユーロ)が支給される。この基準額に加 え、住居費、暖房費、公的な医療・介護・年金 保険料、などが追加給付される。十分ゆとりが あるとは言えないにしても、基礎的な生活条件 をある程度安定的に維持するに足りる額であ る。[2009年の数値を付言すると、基準額が359 ユーロ, 夫婦各323ユーロ, 5歳以下の子供215 ユーロ,同6~13歳251ユーロ,同14~25歳287 ユーロとなっている。]

ドイツではこうした保障が、失業や困窮状態にある者に対して、社会的に財政資金によってなされている。この失業扶助制度を利用している人数は、2007年で528万人(2005年には468万人)にのぼる。この他に、少し時期がずれるが2005年で失業保険手当の受給者が184万人、就労不可能な生活保護/社会手当の受給者が164万人いる。2005年における以上の合計は、815

万人である。同時期の日本には失業扶助制度はなく、失業保険手当の受給者63万人と生活保護受給者147万人であるから、その合計は210万人である。日本の人口はドイツの1.5倍、GDPでみた経済規模は日本がドイツの約1.6倍であるにもかかわらず、困難な状況に陥った人びとを社会保障制度が救済している対象者は、日本がドイツの約四分の一にすぎない。たしかに失業率の相違などいくつかの与件の違いはある。しかし、私たちは彼我の巨大な差異に唖然とする他ない²⁾。

もっとも. 日本には本来的な失業扶助制度は これまで存在しなかったが、わが国に失業扶助 的な政策が皆無だというわけではない。事業主 に対する「雇用調整助成金」は間接的な失業扶 助制度であると言える面がある。失業者や困窮 者に対する、給付ではなく融資であれば、就職 安定資金融資, 住宅手当緊急特別措置, 多様な 目的に対応した生活福祉資金貸付制度. 臨時特 例つなぎ資金貸付制度などが、あることはあ る。こうした融資制度は、無いよりはましであ るかもしれないが、資金返済義務のことを考慮 すれば、彼らにとって逆に困難な状況を一層複 雑にしたり、また問題をより大きくしたりする 可能性も小さくないだろう。離職者に給付金が 出る技能習得手当・寄宿手当もあるが、そもそ も少額である上に雇用保険の受給が条件とされ ており、大多数の失業者や困窮者には生活改善 につながるとは考えられない。

そのような中で、2009年7月から始まった 「訓練・生活支援給付」制度は、雇用保険を受 給できない人びとが職業訓練を受講した場合 に、訓練期間中の生活費を給付しようという制 度である。受給条件は、(当然ながら) 職業訓 練を受講すること、雇用保険を受給できない者 などのほか、世帯の主たる生計者であること、申請時点で年収が200万円以下でかつ世帯全体の年収が300万円以下であること、世帯全体の金融資産が800万円以下であること、現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと、などである。そして、給付額は、扶養家族がいる場合に月12万円、それ以外は月10万円である。

たしかに従来なかった制度であり、失業者や不安定就労者にとって有意義な制度であるといってよい。しかし、この制度は2011年末までの時限的制度に留まっており(制度の発足時は自公政権であった。民主党政権下で制度の恒久化が模索されてはいる)、その実際の利用者数も1年間で約8.8万人(上記の通りドイツでは528万人)にすぎない。ドイツの失業扶助制度とは、制度の内容、普遍性、受給者数、いずれの点でもほとんど比較にならないものであると言わざるを得ない。とはいえ、この「訓練・生活支援給付」制度を、その内容がより充実したものに拡大・再編していく努力が必要であることは当然である30。

自明なことと言ってよいだろうが、失業者や 困窮者あるいは不安定就労者(いわゆるワーキングプア)にとっては、ドイツ型の失業扶助制 度が日本でも実現されることが望ましい。しか し、そのためには社会保障制度の大幅な改革と 財政構造の劇的再編成が必要とされるだろう。 また、そうした制度や構造の大改革は、着実な 改革の積み重ねで不可能とは言い切れないが、 通常は社会経済構造の変革および社会的階級・ 階層関係のかなり大きな変化なしにはあり得な いように思われる。 注

- 1) 『国民の福祉の動向』2009年版, pp.154-168.
- 2) 以上の叙述は、厚生労働省「2004/5年海外情 勢報告」定例報告の第2章・ドイツ・4・ (3), in: http://wwwhakusyo.mhlw.go.jp/ wpdocs/hpyi200501/b0394.html; 厚生労働省 「2008/9年海外情勢報告」定例報告の第2・3 章・ドイツ、in: http://www.mhlw.go.jp/wp/ hakusyo/kaigai/10/index.html;「ドイツ連邦政 府の第3回「貧困と富裕に関する報告」下」 (松葉正文・抄訳)『立命館産業社会論集』第 45卷第 4 号, 2010年 3 月, pp.128, 133; DGB-Bundesvorstand (Hrsg.), 111 Tipps zu Arbeitslosengeld II und Sozialgeld, Frankfurt a. M. 2008, S. 15-22; 齋藤純子「ドイツの格差 問題と最低賃金制度の再構築」『外国の立法』 第236号, 2008年6月, pp. 78-82; 布川日佐史 「ドイツにおけるワークフェアの展開: 稼働能 力活用要件の検討を中心に」『海外社会保障研 究』第147号、2004年夏、所収;『保険と年金の 動向』2009/10年, 厚生統計協会, p.187; 『国民 の福祉の動向』2009年,厚生統計協会,p.161, などを参照。
- 3) 以上,『日本経済新聞』2009年12月6日, 同 2010年8月5日, 同年8月17日, また http:// www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/ index.html, 参照。

むすび:若干の提言

現代における先進諸国の格差と貧困の問題に係わって、その社会を「三分の二社会」(Zwei-Drittel-Gesellschaft)と特徴づけることに、私はおおむね同意する。この言葉は、戦後の高度経済成長の成果を受けて豊かになった西ドイツで、遅くとも1980年代には一般ジャーナリズムで日常的に使用されるようになっていたものである。それは、現代の先進国社会がもはや一部の富裕層と大多数の貧しい民衆からなる両極分

化した社会ではなく、上層三分の二(富裕層や 高所得層だけでなく職員や公務員を含む新旧中 間層の多数また労働者層中上層などからなる) の人びとが、不安定就労者や失業者あるいは移 民などからなる下層三分の一の人びとの犠牲の 上に相対的に豊かな生活を享受している状況を 指す言葉である。

三分の二か、十分の九か、五分の三か、いず れがより正確かを今論議しようとは思わない。 しかし、わたしは、第二次大戦後の高度経済成 長を経た先進諸国が、豊かな多数派と貧しい少 数派からなる社会であることに疑問の余地はな いと考える。ちなみに、ここでいう豊かな多数 派、つまり「豊かな人びと」とは、衣食住の基 本的生活手段を安定的に確保している人びとと いう意味である。もう少し具体的に表現すれ ば、住宅とかなりの耐久消費財を所有し子供に 無理なく大学教育を受けさせる所得と資力のあ る人びとから、借家住まいであるが人並みの耐 久消費財を有し衣食住のミニマムを安定的に確 保しえている人びとまでを含んでいる。それは また、特権的富裕層ないし富豪とでもいうべき 人びと、つまり十分な資産を保有し稼得労働の 必要性から解放された人びと、のみを意味しな

こうした社会をより具体的に規定すれば、それは「富裕・中間層社会」、つまり富裕層と中間層が連携して、民主主義的多数派を形成し、下層の犠牲の上に自らの利益を擁護している社会であるといえるだろう。すでに本論でも述べたように、こうした規定は、OECD諸国における通常の貧困層の定義からも、いわば自動的に演繹される。なぜなら、貧困層は所得の中央値の半分以下の層と定義されているわけだから、非貧困層が必ず多数派を占めることは、定義か

ら自動的に導き出される帰結でもある。もっとも既述の通り、貧困層と低所得層とは必ずしも同義ではないから、低所得層の分布をどう捉えるかは微妙かつ重要な問題である。もしも貧困層とは区別される低所得層が圧倒的な人数で存在する場合は、とくに注意が必要である。このことに留意しつつも、わたしは現代の先進国社会を「富裕・中間層社会」と特徴づけるのが妥当であると考える。

話を抽象論に留めず、具体的に進めるため、 貧困層, 低所得層, 高所得層, 富裕層の境界値 を次のように定めたい。こうすれば、中間所得 層はおのずと明らかとなる。くりかえすが、所 得の中央値は2006年に、年間の等価可処分所得 228万円(二人世帯で純所得が321万円,三人世 帯394万円、四人世帯456万円)であった。これ らの単身者から四人世帯に至る中央値は、それ ぞれグロスではなくネットの可処分所得である から. 私たちの生活実感や経験ともそれほど大 きなずれはないと言えよう。貧困境界値につい てはすでに示された。同等価可処分所得114万 円(二人世帯161万円,三人世帯197万円,四人 世帯228万円)である。低所得層の境界値は、 グロスの年間世帯所得300万円あたりが目安と なるだろう。それは、既述の通り貧困境界値の 1.3倍,等価可処分所得148万円(二人世帯209万 円、三人世帯256万円、四人世帯296万円) にあ たる。高所得層の境界値は、中央値の2倍つま

り等価可処分所得456万円(二人世帯642万円, 三人世帯789万円,四人世帯912万円)とする。 富裕層の境界値は、高所得層のそれの2倍とす る。つまり、等価可処分所得912万円(二人世 帯1286万円,三人世帯1578万円,四人世帯1824 万円)である。

現実に公表される世帯所得に関する様々な調 査結果は、通常は個々の世帯の構成人数を捨象 した世帯当たりの所得(税込所得,グロス)で 示されることが多い。その場合には、ほぼ年収 200万円以下が貧困層、年収300万円以下が低所 得層と分類されるだろう。高所得層は1300万円 以上、富裕層はおおむね2500万円以上がそれに 該当すると言える。したがってまた必然的に, 中間層の世帯年収は、グロスで300万円から 1300万円の間ということになる。これらの境界 値を考慮しながら、たとえば本稿の第Ⅲ節の統 計数値に基づいて考察すれば、ドイツで言われ ている「三分の二社会」や、わたしの言う「豊 かな人びと」が多数をしめる「富裕・中間層社 会」という規定が、現代日本社会に対する特徴 づけとして基本的に妥当なことがわかるだろ う。

その上で、そしてそのことを踏まえた上で、 貧困層や社会的弱者の生活上の困難を実際に解 決するための強力な社会的連帯政策(失業扶助 制度の創設を含む)の推進が真剣に追求されな ければならない。

Reexamining the Problems of Differentials and Poverty in Japan: Towards the Implementation of Unemployment Relief

MATSUBA Masafumi *

Abstract: This article is a sequel to my paper "The Problems of Japanese Economic Differentials and Poverty: Searching for a Policy of Social Solidarity" (in this Review, Vol. 44, No. 3, Dec. 2008, and Vol. 44, No. 4, March 2009). The two papers deal with similar problems, of course, and are also similar in terms of the way the arguments are structured and developed, and the basic policy proposals advanced. In this new paper I once again take up the problems associated with the existence of a wealthy strata in society, by comparing the unemployment relief systems in Japan and Germany. In this article, however, I have paid greater attention to the socio-economic structure in advanced countries and the nature of inequality and poverty. I have given balanced attention to both the poor and the wealthy, and provided concrete definitions of the different strata — the poor, those on low incomes, high income groups, the wealthy and so on. Based on this analysis, I discuss how in today's advanced economies a "wealthy-and-middle-income society" has taken shape, in which wealthy and middle income groups have come together to form a democratic majority with the purpose of protecting their own interests at the expense of the lower strata.

Keywords: differentials, poverty, economic inequality, solidarity, class, stratum, income, assets, the poor, the wealthy, unemployment relief

^{*}Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University